

平成27年度の就学援助の申請を受け付けます

経済的な理由で就学が困難な市内の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な学用品などの経費の一部を援助します。

▼対象 生活保護を受けている人または次のいずれかに該当する人(ただし、所得の状況によっては対象とならない場合があります)。
①生活保護が廃止または停止となった人
②市民税が非課税の人または減免を受けている人
③個人事業税または固定資産税、国民健康保険税、国民年金保険料の減免などを受けている人
④児童扶養手当を受給している人など。

▼申込期限 在学生の保護者：各小・中学校が指定する日
●長子が新小1年生となる保護者：4月16日
▼申込方法 申請書類(各小・中学校に備え付け)を

同校へ提出してください。各小・中学校/本庁(別館)・学校教育課

本渡地区給食用物資納入業者の指定願いを受け付け

▼資格 2月1日現在で①原則として本渡地区内で開業している事業所で、市税を完納していること
②2年以上同種の営業を続けていること
③製造加工、食肉販売業者は冷蔵などの設備があること。

▼受付期間 2月2日(月)から同13日(金)まで。

▼申込方法 申請書(1月30日(金)から本渡学校給食センターに備え付け、市ホームページにも掲載)を同センターへ提出してください。

本渡学校給食センター
☎3942

償却資産の申告は 2月2日(月)までに

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産のこととて、その減価償却費(額)は所得税法または法人税法

給与支払報告書の提出を!

平成26年中に給料や賃金などを支払った事業所または個人事業主は、2月2日(月)までに本庁・課税課または各支所担当課へ「給与支払報告書」を提出してください。なお、パートやアルバイト、年の途中で退職し

た人、個人事業主で家族などの事業専従者の給与についても提出が必要です。「給与支払報告書」を提出しないと、給与について従業員に住民税の申告をお願いすることになりますので、必ず提出してください。
〔郵送〕〒863-8631 (住所記載不要) 天草市役所・課税課
※インターネット(eLTAX)を利用して「給与支払報告書」を提出することが出来ます。詳細はeLTAXのホームページ(http://www.etax.jp/)をご覧ください。

本庁・課税課

鳥インフルエンザから家庭などで飼育している鳥を守るために

①鳥を飼っている人は 野鳥などが近づかないように小屋には金網や防鳥ネット(2cm角以下)を張り、えさや水は小屋の中に置いて、えさが小屋の周辺に散乱しないようにしましょう。また、飼育している鳥は毎日観察し、世話をした

後は手洗いとうがいを行ってください。
②飼っている鳥が死んでしまった場合 原因がわからないまま鳥が連続して死ぬことがない限り、鳥インフルエンザの心配はありません。
③野鳥が死んでいるのを見つけた場合 1カ所原因がわからずに死んでいる場合(ワシやタカなどの猛禽類やカモ類は1羽以上、トンビ・カラス・スズメなどそのほかの鳥は3羽以上)は、県天草広域本部林務課へご連絡ください。※事故死など外傷がある鳥は、回収などは行っていません。
☎家きん(鶏など)：県天草家畜保健衛生所 ☎23668 / 愛がん鳥(家きん以外の鳥)：天草保健所 ☎0172 / 野鳥：県天草広域本部林務課 ☎4359 または、大矢さん ☎080(2727) 4626・竹原さん ☎080(2724) 7467

市有財産の公売・貸付を行います!

①旧牛深教職員住宅 ②旧天草町教職員住宅 ③旧宮野河内小学校教職員住宅 ④旧手野小学校校舎土地・建物

■内容 ①②③は公売、④は公売または貸し付け(公売を優先します)。

■公売方法 一般競争入札。

■募集要領 1月15日(木)から本庁・行財政改革推進課または①牛深支所・総務振興課 ②天草支所・まちづくり推進課 ③河浦支所・まちづくり推進課 ④五和支所・まちづくり推進課で配布します。

■申込受付 1月15日(木)から2月16日(月)

◆公売・貸付物件

	所在地	地目	面積・建物	最低売却価格	都市計画用途区域
①	魚貴町2129番102 (旧牛深教職員住宅10号)	宅地	168.09㎡・コンクリートブロック造RC屋根平屋(60.03㎡)	102万8千円	都市計画区域外
	魚貴町2129番103 (旧牛深教職員住宅11号)		160.95㎡・コンクリートブロック造RC屋根平屋(60.03㎡)	96万3千円	
	魚貴町2129番104 (旧牛深教職員住宅12号)		163.11㎡・コンクリートブロック造RC屋根平屋(60.03㎡)	110万1千円	
②	天草町下田南2414番4 (旧天草町教職員住宅第7号)	208.89㎡ 木造平屋建(73.00㎡)	151万5千円		
③	河浦町宮野河内2018番34 (旧宮野河内小学校教職員住宅A)	157.50㎡ 木造平屋建(72.87㎡)	181万円		
④	五和町手野1丁目3759番1外 (旧手野小学校校舎)	学校用地	2,340.44㎡ 鉄筋コンクリート3階建(1,830㎡)	公売：2,281万円 貸付(年間)351万9,941円	

本庁・行財政改革推進課

市全域で、一定の規模を超える建築物などを新築・解体するときは届け出が必要です

市では、「天草市景観計画」に基づき、良好な景観づくりを推進しています。市全域を「景観計画区域」とし、特に重要な地域を「景観形成地域」(右図)に指定しています。一定の規模を超える建築物などを新築・解体するときは届け出をしてください。

▶対象規模 〔景観計画区域〕高さ13mまたは建築面積が1,000㎡を超える建築物〔景観形成地域〕床面積の合計が10㎡を超える建築物など。このほかにも、届け出が必要な規模などの基準があります。事前にご相談ください。

▶届け出期間 工事着手日の30日前まで。

※「天草市景観計画」や届出書様式は、市のホームページに掲載しています。



本庁(別館)・都市計画課